

患者等搬送事業指導基準等の一部改正について

救急企画室

消防庁では、「患者等搬送事業指導基準等の一部改正について」（平成20年5月8日付け 消防救第87号消防庁救急企画室長）を通知しました。その概要について、紹介します。

1. 患者等搬送事業について

現在、身体障害者、傷病者等を対象に、これらの者の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に際し、ベッド等を備えた専用車を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業」という。）は、各消防本部において認定を受け、質的向上が図られてい

ます。

平成20年1月1日現在、消防機関が認定している患者等搬送事業は全国で532事業所、その所有する患者等搬送用自動車は922台、適任証保有者数は2,599人に達しており、国民意識の変化や高齢化の進展等を背景にますます普及し、緊急性のない患者等の搬送においては一定の役割を担っています。

平成18年5月、国土交通省において道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部改正により、輸送の安全及び旅客の利便の一層の確保を図るため、一定の要件を満たした場合は、自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能

消防本部の認定する患者等搬送事業者について

消防本部の認定事項

事業者としての質の担保 道路運送法に定めるもの

●許可・登録（一般乗用旅客・一般貸切旅客・特定旅客・自家用有償旅客）の確認

乗務員の質の担保	搬送車両の質の担保	積載資器材の質の担保
●乗務員講習の実施 適任証の交付 ・ストレッチャー及び車椅子等(24h) ・車椅子のみ(16h) ・2年間有効、その後は再教育(3h)で継続して認定	●搬送用自動車の要件 ・十分な緩衝装置 ・換気及び冷暖房の装置 ・業務実施のための十分なスペース ・携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な装備	●整備すべき資器材の確認 ・呼吸管理用資器材 (BVM・ポケットマスク) ・保温・搬送用資器材 (担架・保温用毛布等) ・創傷等保護用資器材 (三角巾・ガーゼ等) ・消毒用資器材 (噴霧消毒器等) ・その他の資器材 (AED・体温計等)

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送自動車認定マーク

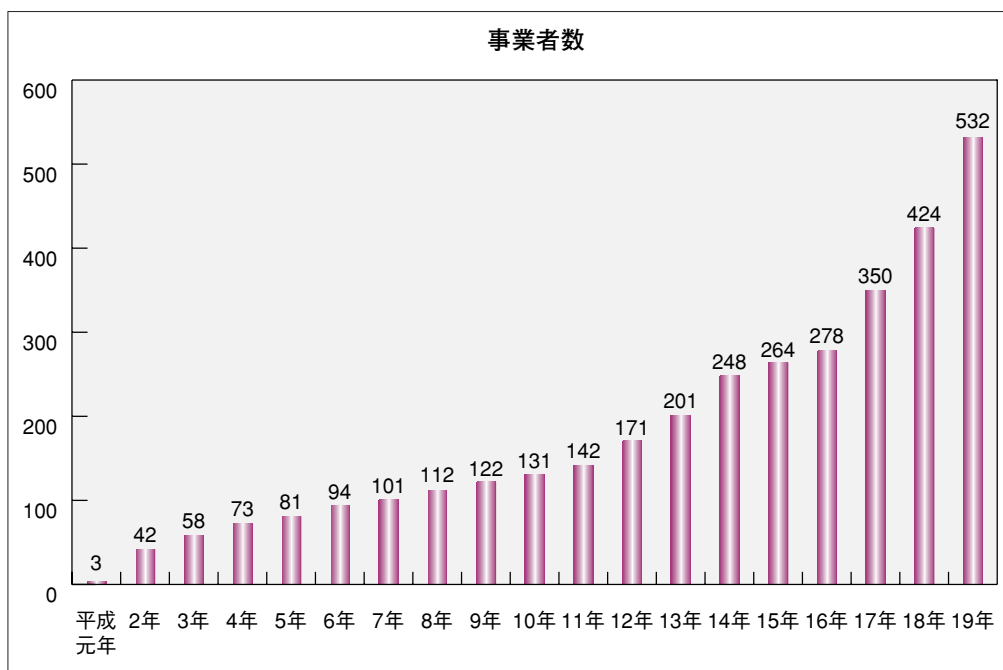


消防本部認定後の実施可能事項等

- ・緊急を要しない傷病者の搬送
- ・「〇〇消防本部認定」と看板を掲げること
- ・搬送時に傷病者が急を要する事態になった場合には、速やかに119番通報をすること。
- ・2年ごとに乗務員証の更新が必要

となりました。

消防庁としては、このような実態を踏まえ、自家用自動車を使用した有償旅客運送を実施する主体(以下「自家用有償旅客運送車」という。)が、予め、会員登録された者等に対して患者等搬送事業を実施しようとする場合、利用者に対して、その表示をすることを可能とするために患者等搬送事業指導基準等の一部改正を行いました。



2. 概要

患者等搬送事業認定基準の認定対象となる患者等搬送事業者は、従来、道路運送法に定める

- ①一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ②一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ③特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

とされてきましたが、新しく認定対象として、自家用有償旅客運送の登録(道路運送法第79号)を受けた者も対象としました。

患者等搬送事業の認定については、「患者等搬送事業者認定マーク」及び「患者等搬送自動車認定マーク」を表示することを可能とすることにより、患者等搬送の質的向上を図るためのものです。

消防本部において、自家用有償旅客運送の登録を受けた者を認定する際には、道路運送法第79条による登録に基づく運送の区域や旅客の範囲等を超えて搬送することを認めるものではないことについて、指導を徹底しなければなりません。

3. 一部改正に伴い特に留意すべきこと

- (1) 新しく認定対象となる患者等搬送事業者については自家用有償旅客運送の登録(道路運送法第79条)を受けた者を対象とすること。
- (2) 消防本部において認定の審査を行う際には、道路運

送法の登録の状況を確認すること。

- (3) 自家用有償旅客運送の適正な運用を確保するため、道路運送法第79条による登録に基づく運送の区域や旅客の範囲等を超えて搬送することを認めるものではないことについて、指導を徹底すること。
- (4) 自家用有償旅客運送者に対して患者等の搬送を依頼する場合は、当該患者が予め会員登録された者等であるか確認すること。また、自家用有償旅客運送車が行う搬送の状況等について、道路運送法に照らし疑義が生じた際には、管轄の運輸支局等に連絡すること。

4. おわりに

今後も更なる高齢化の進展や住民意識の変化に伴い、救急需要が増加し続けることが予想される中、地域によっては、救急需要に対する供給のバランスが崩れ、救急隊の現場到着所要時間が遅延することにより、救命率に影響がでるのではないかと危惧されています。

この増大する救急需要への対応策の一つとして、搬送業務の一部を民間が担うための環境を整備し、消防機関が行う救急業務及び民間患者等搬送事業者による患者の搬送がともに効果的、効率的に運用され、地域の住民の安心安全に対する期待に応えられるよう、今後も取り組んでいきます。